

豪州への学生査証(ビザ)発給再開、留学生に対する査証の特例措置、無料の宿泊の提供など(新型コロナウイルス関連)

【ポイント】

- 豪州政府は、学生ビザの発給再開及び新型コロナウイルスの影響を受けた留学生に対するビザの特例措置について発表しました。
- NSW 州政府は豪州で困難に直面している留学生のために、無料の宿泊を含む2,000 万ドル以上のサポートパッケージを実施しています。

【本文】

1 豪州政府は、学生ビザの発給再開及び新型コロナウイルスの影響を受けた留学生に対するビザの特例措置について発表しました。概要は以下のとおりです。

(1)豪州国外の全ての場所において学生ビザの発給を再開する。これは国境が開放された際に、既にビザを取得し渡航の準備ができていることを意味する。

(2)新型コロナウイルスが原因でビザの有効期間内に学業を修了できない場合、無料で追加の学生ビザ申請ができることとする。

(3)新型コロナウイルスが原因で現在、豪州国外でオンライン学習している学生ビザ保有者は、当該学習期間を、就学後就労ビザ(post-study work visa)要件にカウントすることができることとする。

(4)新型コロナウイルスが原因で豪州に戻れない卒業生は、豪州国外で就学後就労ビザを申請することができることとする。

(5)新型コロナウイルスが原因で英語能力試験へのアクセスができない場合、申請者は試験結果の提出に猶予期間が与えられる。

発表の詳細は下記リンクをご参照ください。

○豪州政府共同メディアリリース

<https://minister.homeaffairs.gov.au/alantudge/Pages/supporting-international-students-support-australian-jobs.aspx>

2 更にご関心のある方は、豪州内務省ホームページを随時確認するか、在日本オーストラリア大使館(または現在お住まいの国に所在するオーストラリア大使館)等にご照会ください。

○豪州内務省ホームページ(COVID-19 and border)

<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

3 NSW 州政府は豪州で困難に直面している留学生のために、無料の宿泊を含む2,000 万ドル以上のサポートパッケージを実施しています。概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる留学生に最大 20 週間の無料の宿泊を提供します。この制度は、安全な宿泊施設へのアクセスを失った、または失うリスクがある脆弱な留学生を対象としています。

(2) 留学生無料法務サービス多言語対応の My Legal Mate アプリにより、学生の法的権利を保護します。

(3) 24 時間年中無休で、NSW COVID-19 ホットラインを通じて留学生に合わせたアドバイスを提供し、医療、メンタルヘルス、法律、緊急事態、その他のサポートに関する情報を提供します。

ONSW 州政府ホームページ

(新型コロナウイルス関連の留学生支援)

<https://www.service.nsw.gov.au/covid-19/financial-support-individuals-and-households#support-for-international-students>

(Study Sydney)

<https://www.study.sydney/programs/covid-19-response-and-resources>

(無料宿泊サポートの応募要領)

<https://www.service.nsw.gov.au/transaction/apply-international-student-covid-19-crisis-accommodation>

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>